

教育こども常任委員会

所管事務報告

資料

令和5年3月7日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

留守家庭児童育成センターにおける 施設整備のあり方について

(令和5年3月)

こども支援局 子育て支援部 育成センター課

目 次

第 1 章 策定の趣旨	…	1
第 2 章 育成センターの現状と課題	…	1
第 3 章 今後の育成センター整備について	…	5
第 4 章 各育成センターにおける整備について	…	8

第1章 策定の趣旨

本市では、市内 40 小学校と 1 義務教育学校（以下、41 小学校）の全てに留守家庭児童育成センター（以下、育成センター）を設置し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や長期休業中に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を実施しています。

近年は、共働き世帯の増加により、育成センターの利用ニーズも増加傾向にあることから、平成 29 年 3 月には「留守家庭児童育成センターにおける施設整備のあり方」（以下、「あり方」）を策定し、待機児童の解消や児童が安全かつ安心して過ごせる環境の確保を目的とした育成センター整備についての方向性を示しました。

これまでその方向性に沿って、育成センターの建替えを進めるとともに、平成 27 年度に施行された「西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、基準条例）に基づく条例基準に適合するよう施設の増設や改修などの整備も進めてきました。

また、令和 2 年度からは学校内での育成センター整備に加えて、新たに「民設放課後児童クラブ」の整備にも取り組んでいます。さらに、教育委員会では、放課後の子供の居場所づくりとして「放課後キッズルーム事業」を展開しており、市全体で放課後施策を一体的に展開しているところです。

しかしながら、育成センターにおいては、依然として待機児童や高学年受入れなどの課題があり、利用児童についても当面の間は増加傾向が続くと予測されるため、引き続き、施設整備などによる受入枠の拡大を図る必要があります。

のことから、今後の児童推計や対応すべき課題の優先度をもとに、平成 29 年策定の「あり方」を更新することで、これから施設整備の方向性を定めることとします。

第2章 育成センターの現状と課題

1. 育成センターの現状

(1) 概要

令和 4 年 6 月現在、市内 41 小学校に 95 の育成センターを設置しています。

（建替え等の間、暫定で設置している育成センターを除く）

その多くは、小学校の敷地内に専用施設を整備していますが、一部の育成センターでは小学校の余裕教室や市民館、休園となった幼稚園を改修して利用しています。

<表 1 > 育成センターの設置状況

学校内		学校外	合計
専用施設	余裕教室等	市民館等	
85 (59)	4 (4)	6 (3)	95 (66)

※ () 内は平成 28 年 5 月時点の数値

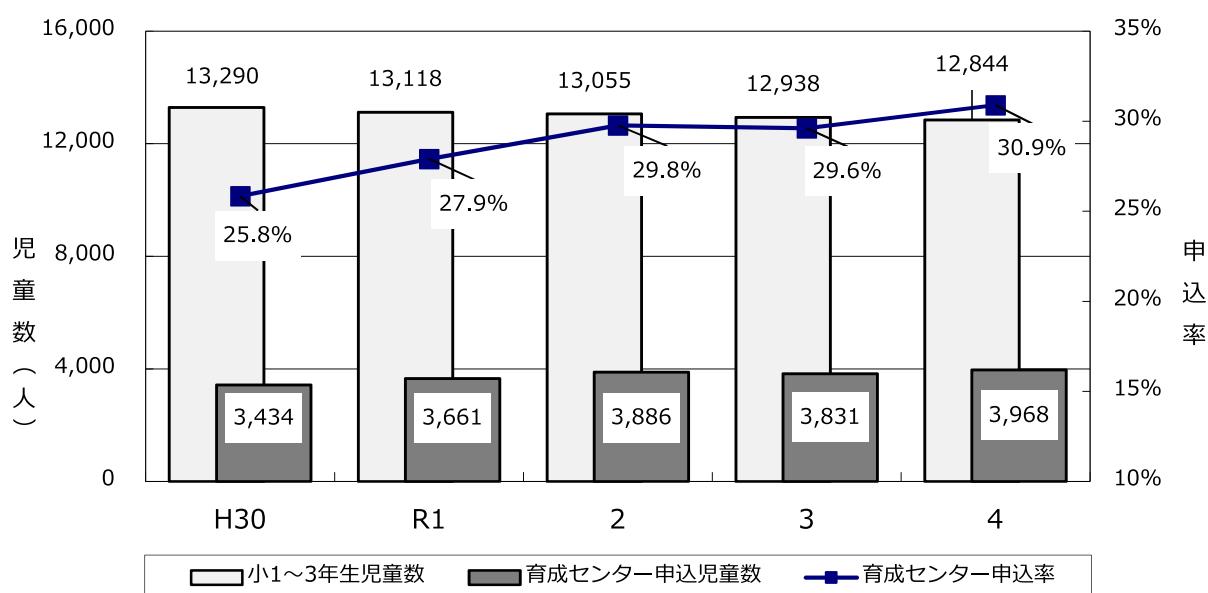
(2) 利用申込者の推移

■小学校低学年（1～3年生）

平成30年以降の5年間で41小学校における低学年の児童数は減少傾向にありますが、育成センターへの申込率が増加していることから、利用申込者数は年々増加しています。

申込率は、小学校1年生が最も高く、学年が上がるにつれて低くなっています。

<グラフ1>市内41小学校低学年の児童数及び育成センター申込率等の推移 (各年5月1日時点)



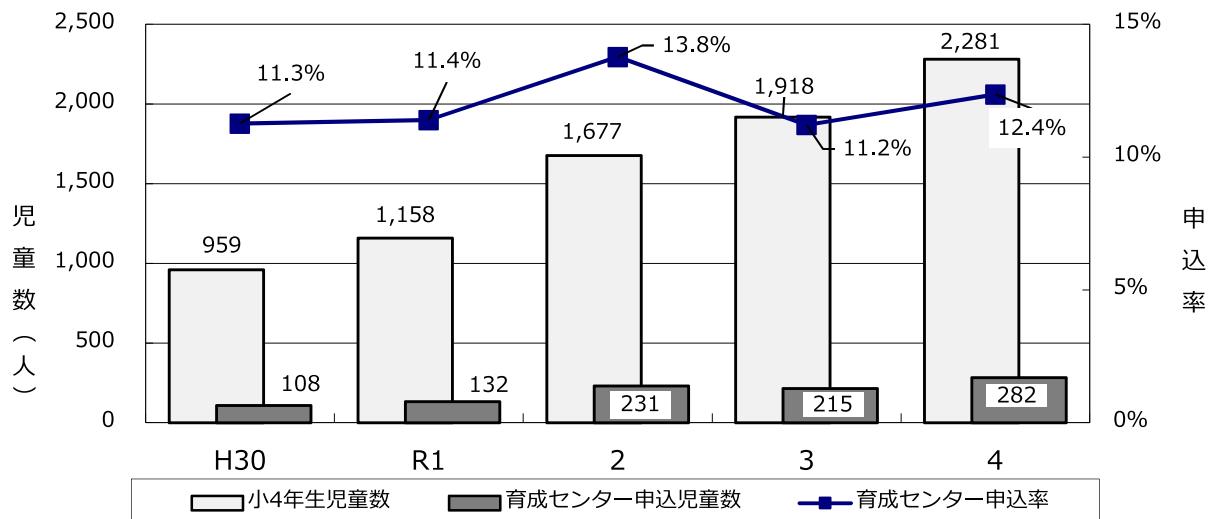
※参考】R4申込率30.9%の内訳 小学校1年生:36.1% 小学校2年生:31.9% 小学校3年生:24.8%

■小学校4年生

令和4年6月現在、23小学校で4年生受入を実施しています。

小学校低学年と比べると4年生の申込率は低くなっています。

<グラフ2>受入実施校における小学校4年生の児童数及び育成センター申込率等の推移 (各年5月1日時点)



※令和4年度の「育成センター申込児童数」は6月1日時点

2. 育成センターにおける課題

(1) 待機児童の解消

利用申込者の増加に伴い、平成 30 年度以降は待機児童も増加しています。

ただし、育成センターでは、年度当初から夏休みまでの期間にかけての利用申込が多いため、9月以降から年度末にかけては待機児童が減少する傾向にあります。

＜表2＞ 待機児童数の推移

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
待機児童数	5/1 現在	0 人	15 人	23 人	65 人	90 人
	10/1 現在	2 人	4 人	5 人	8 人	17 人

(2) 4年生受入れの実施

平成 28 年度から受入れが可能な小学校では4年生受入れを実施しており、順次、実施校を拡大しています。しかしながら、依然として低学年児童の待機が発生していること、及び4年生受入れを行うにあたっては、原則男女別トイレを設置するなどの施設改修が必要となるため、建替えや改修が困難な学校では未実施となっています。

＜表3＞ 4年生受入実施校数の推移

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
実施校数	9 校	11 校	13 校	17 校	19 校	23 校

(3) 条例基準（新基準）の適用

平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連 3 法の成立により、育成センターの設備及び運営の基準については、国が定める基準を踏まえて、市町村が条例で定めることとなりました。このことを受けて、それまでは市の要綱（4 ページ参照）で定めていた育成センターの支援単位や専用区画の面積については、条例で新たな基準（以下、新基準）を定めました。

① 支援の単位

放課後児童健全育成事業における 1 つのクラスを構成する児童の数は、概ね 40 人以下とし、放課後児童支援員（指導員）は 2 名以上配置することを原則とする。

② 専用区画の面積

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）の面積は、児童 1 人につき概ね 1.65 m²以上でなければならない。

但し、待機児童が発生している現状を踏まえ、新たな整備を行うまでの間については、条例施行以前の基準で運営できるよう経過措置を設けており、令和 4 年度現在で新基準を適用しているのは 17 校となっています。

＜表4＞ 新基準適用校数の推移

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
新基準適用校数	2 校	3 校	6 校	11 校	14 校	17 校

《参考》西宮市留守家庭育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱（一部抜粋）

第7条

2 市長は、前項に規定する施設の定員の決定に当たり、育成室並びに静養室の面積について、児童1人当たり概ね1.65平方メートルを確保しなければならない。ただし、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、定員に1.1を乗じて得た数まで利用させることができる。

付 則

3 この要綱の施行の際現に存する育成センターについて、当分の間、第7条第2項の規定は適用せず、育成室の面積について、児童1人当たり概ね1平方メートルを確保するように努めるものとする。ただし、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童1人当たり1.1平方メートル以上を確保できる人数まで利用させることができる。

(4) 施設の老朽化対策

築年数の経過により老朽化対策が必要となる育成センターについては、中長期修繕計画等に基づいて順次、外壁や屋根の改修を行っております。現時点では建替等が必要な育成センターはありませんが、内装の改修等が必要なセンターについては、今後、実施の時期や方法について検討していく必要があります。

第3章 今後の育成センター整備について

1. 整備における重点目標

- ① 待機児童の縮減 ② 令和9年度を目途に全市での4年生受入れの実施

これまで述べてきたとおり、育成センターの申込者数は年々増加しており、今後の推計でも待機児童の発生が予測される育成センターがあることから、引き続き、待機児童の縮減を重点目標とします。

また、「あり方」では、4年生受入れの実施について『平成30年代半ば（令和5～6年度）には全市的に実施する予定。併せて、可能なところから5、6年生の受入れも検討する。』としていましたが、令和5年1月時点で全41小学校中23小学校での実施となっています。

のことから、4年生受入れの全市的実施については、民設放課後児童クラブの活用も図りながら「令和9年度」を新たな目標と定め、受入れ枠の確保を図ります。併せて、5・6年生の受入れについては、実施が可能な育成センターでのモデル実施を検討していきます。

2. 今後の整備手法について

- ① 余裕教室を活用した育成センター整備 ② 民設放課後児童クラブの整備促進

育成センターの整備について、これまで運動場等の学校敷地内に専用施設を建設する手法を中心に進めてきましたが、既に全ての小学校で専用施設を設置していることから、今後、学校敷地内で育成センターの整備スペースを確保することは大変難しくなっています。

また、将来的には利用児童数の減少が見込まれることや整備事業費の縮減も踏まえ、今後の整備手法について、まずは、①学校内での育成センター整備については、専用施設を整備するのではなく、学校の協力を得ながら余裕教室の活用を図ることとし、②余裕教室の活用が難しい小学校については、校区内又は近隣校区に民設放課後児童クラブの整備を促進していきます。

■民設放課後児童クラブ

「あり方」では、「学校内で育成センターを整備出来ない」場合の手法として、「民設民営クラブの検討」を挙げていましたが、令和2年度より、この手法を具体化して民設放課後児童クラブに対する補助を開始しています。

また、民設放課後児童クラブについては、学校内での育成センター整備に比べて、開設までに要する期間が短いため、各小学校区における待機児童の状況に合わせ、機動的に対応ていきたいと考えています。

【開所日・開所時間・保育料】育成センターと同じ基準で運営しています。

【対象児童】西宮市内の小学校に就学する1年生から4年生で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童

【施設一覧】

クラブ名	定員	事業者名	運営開始	主な受入校区
①放課後クラブいつざいや	25名	有限会社エムステージ	R 2. 4	段上西・甲東・段上
②学童保育じゅんぶ 甲子園クラブ	40名	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム		鳴尾北・小松
③アフタースクール にしのみや上ヶ原	40名	特定非営利活動法人 三楽	R 3. 4	上ヶ原・上ヶ原南
④アフタースクール丸橋	33名			広田
⑤学童保育じゅんぶ 甲子園南クラブ	40名	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム		南甲子園・甲子園浜 鳴尾東
⑥アフタースクール夙川	37名	特定非営利活動法人 三楽	R 4. 4	夙川・北夙川・苦楽園

※令和5年4月より新たに3クラブが開設予定

クラブ名	定員	事業者名	運営開始	主な受入校区
⑦アフタースクール・用海	40名			用海・浜脇
⑧アフタースクール にしのみや高木西	33名	特定非営利活動法人 三楽	R 5. 4 (予定)	高木・樋ノ口・高木北
⑨アフタースクール かわらばやし	29名			瓦林・瓦木

3. 放課後施策の一体的展開について

教育委員会では平成27年度より、放課後的小学校の運動場や教室、公民館等の社会教育施設を活用して子供の居場所となる活動場所をつくり、子供の自主的な遊びや学習を通して子供の育ちを支援する放課後キッズルーム事業を実施しています。

放課後キッズルーム事業と育成センターについては、児童に放課後の居場所を提供する放課後施策としてこれまで以上に連携を図り、一体的に展開していく必要があります。

■放課後キッズルーム事業

①直営型

市職員であるコーディネーターを学校に配置し、学校の支援も行いつつ、放課後は地域の方々とともに児童の特性を把握する中で、きめ細かな見守りを行うことを目指す事業形態。地域全体で子供の成長を支えることに繋がる。一部コーディネーターを配置していない学校があるが、将来的にはコーディネーターを配置する事業形態に移行する予定。

〔20校実施〕浜脇・安井・夙川・北夙川・苦楽園・甲東・上ヶ原・上ヶ原南・段上西・

深津・瓦林・上甲子園・津門・春風・今津・鳴尾北・小松・名塩・生瀬・

西宮浜義務教育学校（令和5年1月現在）

②委託型

子供が自主的に遊びや学習を行う場という事業趣旨を踏まえながら、終了時刻を育成センターに合わせ17時にするなど、より育成センターの待機児童対策に繋がるような運用方法で実施する事業形態。事業者に委託して実施。

〔6校実施〕香櫞園・神原・甲陽園・平木・高木北・南甲子園（令和5年1月現在）

放課後キッズルーム事業については、令和7年度末を目指して全校展開を予定していますが、今後、未実施校への導入にあたっては、育成センターの待機状況も考慮しながら事業形態を検討します。

第4章 各育成センターにおける整備について

1. 各育成センターの現状と将来推計について

番号	センター名	4年生受入れ	新基準対応(1.65㎡)	令和4年度			整備予定	令和9年度(推計)			放課後キッズ	民設放課後児童クラブ(定員)
				最大受入	申請児童	待機児童(4年)		最大受入	申請児童	待機児童(4年)		
①	西宮浜	○	○	102	35	○		102	54	○	直営	
②	高須	○	○	88	53	○		88	47	○		
③	高須西	○	○	108	65	○		108	82	○		
④	鳴尾	○	○	88	64	○		88	59	○		
⑤	甲子園浜	○	×	115	80	○		115	128	13 (13)		
⑥	鳴尾東	○	x→R6○	78	90	9 (3)	R5整備予定	109	100	○		⑥学童保育じゅんぶ甲子園南クラブ(40人)
⑦	南甲子園	○(民設)	×	132	94	○		132	138	6 (6)	委託	
⑧	今津	○	○	130	98	○		130	110	○	直営	
⑨	小松	○	○	132	132	○		132	129	○	直営	
⑩	鳴尾北	R5○	R5○	148	148	○	R4整備	176	213	37 (23)	直営	②学童保育じゅんぶ甲子園クラブ(40人)
⑪	春風	○	○	220	164	○		220	165	○	直営	
⑫	津門	x→R7○	x→R7○	141	141	○	R6整備予定	220	145	○	直営	
⑬	上甲子園	○	x→R6○	193	142	○	R5整備予定	176	149	○	直営	
⑭	瓦林	R5○(民設)	×	113	88	○		113	102	○	直営	⑨アフタースクールかわらばやし(29人) ※R5.4開設予定
⑮	瓦木	○	○	116	94	○		116	115	○		
⑯	平木	○	○	88	78	○		88	133	45 (11)	委託	
⑰	深津	○	○	220	150	○		220	150	○	直営	
⑱	高木	○	R5○	133	119	○	R4整備	118	145	27 (14)		③アフタースクールにしのみや高木西(33人) ※R5.4開設予定 ○中央病院跡地での整備を検討
⑲	高木北	○	×	72	84	12 (1)		72	97	25 (1)	委託	※R9.4開設予定の保育所と合築
⑳	樋ノ口	○	○	176	172	○		176	241	65 (27)		
㉑	段上西	○	○	132	109	○		132	130	○	直営	
㉒	段上	○	○	132	88	○		132	138	6 (6)		①放課後クラブいつざいや(25人)
㉓	甲東	○	○	156	169	13 (9)		156	127	○	直営	
㉔	広田	○(民設)	×	140	123	○		140	232	92 (32)		④アフタースクール丸橋(33人)
㉕	上ヶ原南	○(民設)	×	65	75	4		65	101	36 (11)	直営	
㉖	上ヶ原	○(民設)	×	102	101	○		102	121	19 (16)	直営	③アフタースクールにしのみや上ヶ原(40人)
㉗	大社	×	×	94	86	○		94	109	15 (13)		
㉘	安井	R5○	R5○	166	134	○	R4整備	211	169	○	直営	
㉙	北夙川	x→R8○	x→R8○	168	97	○	R7整備検討	112	113	1 (1)	直営	
㉚	夙川	○	○	176	126	○		176	183	7 (7)	直営	⑥アフタースクール夙川(37人)
㉛	苦楽園	○	○	78	78	○		78	92	14 (14)	直営	
㉜	神原	R5○	R5○	72	87	15 (1)	R4整備	132	127	○	委託	
㉝	甲陽園	x→R9○	x→R9○	134	152	17	R8整備検討	176	146	○	委託	
㉞	香櫞園	○	○	200	215	17 (14)		200	214	14 (14)	委託	
㉟	用海	R5○(民設)	×	128	138	10		128	174	46 (21)		⑦アフタースクール・用海(40人) ※R5.4開設予定
㉟	浜脇	R5○(民設)	×	190	145	○		190	185	○	直営	
㉟	名塩	R5○	R5○	50	41	○	R4整備	66	31	○	直営	
㉟	東山台	x→R6○	x→R6○	51	70	19	R5整備予定	79	78	○		
㉟	生瀬	x→R9○	x→R9○	52	35	○	R8整備検討	78	47	○	直営	
㉟	北六甲台	x→R7○	x→R7○	76	51	○	R6整備検討	88	75	○		
㉟	山口	○	×	76	51	○		76	47	○		

合計

116 (28)

468 (230)

民設定員合計 317

2. 各育成センターにおける課題への対応方針

センター	R 9 に向けた対応方針
⑤甲子園浜	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
⑥鳴尾東	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室を活用した整備を予定（R 5 年度）
⑦南甲子園	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
⑩鳴尾北	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ
⑫津門	<ul style="list-style-type: none"> センターの建替えを予定（R 5 ~ 6 年度）
⑬上甲子園	<ul style="list-style-type: none"> センターの建替えを予定（R 5 年度）
⑭瓦林	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 待機児童なく新基準で受入れ可能な児童数になるまでは現基準で受入れ
⑯平木	<ul style="list-style-type: none"> 放課後キッズ（委託型）との連携強化 民設放課後児童クラブの開設を検討
⑮高木	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 中央病院跡地を活用した民設放課後児童クラブ整備（R9. 4 開設予定）
⑯高木北	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 中央病院跡地を活用した民設放課後児童クラブ整備（R9. 4 開設予定） 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
㉐樋ノ口	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 中央病院跡地を活用した民設放課後児童クラブ整備（R9. 4 開設予定）
㉑段上	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ
㉒広田 ㉓上ヶ原南 ㉔上ヶ原	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
㉕大社	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブの開設を検討 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
㉖北夙川	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室改修による整備を検討（R 7 年度） 既設の民設放課後児童クラブで受入れ
㉗夙川	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ
㉘苦楽園	<ul style="list-style-type: none"> 既設の民設放課後児童クラブで受入れ
㉙甲陽園	<ul style="list-style-type: none"> センターの建替えを検討（R 8 年度）
㉚香櫞園	<ul style="list-style-type: none"> 放課後キッズ（委託型）との連携強化
㉛用海	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 待機児童解消までの間は現基準で受入れ
㉜浜脇	<ul style="list-style-type: none"> 民設放課後児童クラブ（R5. 4 開設予定）で受入れ 待機児童なく新基準で受入れ可能な児童数になるまでは現基準で受入れ
㉝東山台	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室を活用した整備を予定（R 5 年度）
㉞生瀬	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室を活用した整備を検討（R 8 年度）
㉟北六甲台	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室を活用した整備を検討（R 6 年度）
㉟山口	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童なく新基準で受入れ可能な児童数になるまでは現基準で受入れ